

(仮称)新・新門司工場建設事業は、老朽化した現工場の建替えを行うものであり、最新の技術を駆使し、環境保全のさらなる徹底を図ること等を基本的な考えとしている。したがって、新工場の稼働後は、現工場と比べて環境への負荷が軽減されることとなる。また、当該事業に係る環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)を審査した結果、事業者は十分に環境保全対策に努めていると評価することができる。

なお、事業予定地から半径1 km以内に住宅が存在するという地域特性並びに廃棄物処理施設の建設及び稼働という事業特性から、当該事業の実施にあたっては、環境への負荷を最大限に軽減するとともに、市民の一層の理解を得ることが必要である。よって、事業者は、次の点について配慮すること。

(1) ダイオキシン類の発生抑制について

事業者は、準備書において、ダイオキシン類の発生抑制の指標となる炉内の燃焼温度及び排出ガス中の一酸化炭素濃度を監視する旨記載しているが、環境監視計画の常時監視項目(以下「常時監視項目」という。)に、当該項目を追加し、環境影響評価書に記載する必要がある。

(2) 市民への情報の提供について

事業者は、常時監視項目の測定結果を公表するよう努めるとともに、市民が情報を容易に知ることができるよう配慮する必要がある。

(3) 動植物に係る環境影響評価の結果の記載について

事業者は、環境影響評価書の作成に当たっては、動植物に係る環境影響評価の結果について、学識経験者等専門家の意見を踏まえ、分かりやすく記載する必要がある。